

◆ 水の事故に気をつけましょう ◆

取り壊し、新築・増築した 家屋等はありませんか？

(町民税務課)

固定資産税は、毎年1月1日
に土地や家屋を所有している方
に課税されます。今年中に家屋
等を取り壊したり、新築・増築
を予定している方（またはお済
みの方）は、お早めにご連絡く
ださい。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966 (直通)

福祉受給者証の更新はお済 みですか？

(町民税務課)

6月に新しい福祉受給者証の更
新（乳幼児・妊娠婦を除く）を行
いましたが、まだ手続きがお
済みでない方は、医療費の給付
が受けられない場合があります
ので、速やかに手続きをしてく
ださい。

○お問い合わせ

町民税務課 町民G
☎(84)1965 (直通)

交通安全優良運転者表彰 の申し込みについて

(生活安全課)

次の一①～③の条件を満たす運
転者を優良運転者として、境警
察署長及び境地区交通安全協会
長連名表彰に上申します。

○お問い合わせ

町民税務課 町民G
☎(84)1965 (直通)

後期高齢者医療の限度額 適用・標準負担額減額認 定

この制度は、後期高齢者医療
の被保険者が、月に支払う治療
費や入院時の食事代を自己負担
限度額までにとどめるものです。
世帯の所得状況を判定し、対
象となる方に「限度額適用・標
準負担額減額認定証」を交付し
ます。(世帯の中に住民税が課税
されている方がいる場合は、対
象になりません。)

※代理申請の場合は、窓口に来
られた方の本人確認の書類（運
転免許証等）が必要となりま
す。

○持参するもの

保険証、印鑑

町民税務課 町民G
☎(84)1965 (直通)

児童扶養手当受給世帯な どに図書カードを配布し ます

(健康福祉課)

ひとり親家庭等学習応援事業
として、ひとり親家庭などに対
し、図書カードを配布します。
この事業は、子どもの学習用の
図書購入に係る経済的負担を軽
減することにより、さらなる学
習の機会を確保することを目的
としており、平成27年度のみの
実施事業となります。

○お問い合わせ

ひとり親家庭等学習応援事業
として、ひとり親家庭などに対
し、図書カードを配布します。
この事業は、子どもの学習用の
図書購入に係る経済的負担を軽
減することにより、さらなる学
習の機会を確保することを目的
としており、平成27年度のみの
実施事業となります。

○お問い合わせ

町民税務課
☎(84)1965 (直通)

③常時、自動車（原付以上）を
乗用し、安全運転を励行する
上無事故・無違反である運転
者

など他運転者の模範である運
転者

○お申し込み方法

免許証、印鑑を持参し、8月
31日(月)午後5時までに生活安全
課まで来庁ください。

○注意事項

資格の無い（過去5年以内に
交通違反等をした方）申込者及
び、以前に同様の表彰を受けた
方は該当しませんので各自ご確
認くださいますようお願いしま
す。

○配布する額

つき1万円分の図書カード

○配布方法

現況届提出時、健

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G
☎(84)0006 (直通)

児童扶養手当現況届を提 出してください

(健康福祉課)

児童扶養手当とは、父母の離
婚や死亡などにより、ひとり親
となつた家庭の生活の安定と自
立の促進を目的として支給され
る制度です。（支給要件がありま
す。）

児童扶養手当現況届を提 出してください

(健康福祉課)

現在、この手当を受給されて
いる方は、毎年8月末までに現
況届を提出しなければ、8月以
降の手当が受けられませんので、
ご注意ください。

○お問い合わせ

ひとり親家庭等学習応援事業
として、ひとり親家庭などに対
し、図書カードを配布します。
この事業は、子どもの学習用の
図書購入に係る経済的負担を軽
減することにより、さらなる学
習の機会を確保することを目的
としており、平成27年度のみの
実施事業となります。

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G
☎(84)0006 (直通)

提出のお知らせと一緒に通知し
ます。

○対象となる方

平成27年4月分の児童扶養手
当を受給する世帯の児童

○配布する額

対象児童1人に

○対象となる方

平成27年4月分の児童扶養手
当を受給する世帯の児童

○配布方法

現況届提出時、健

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G
☎(84)0006 (直通)